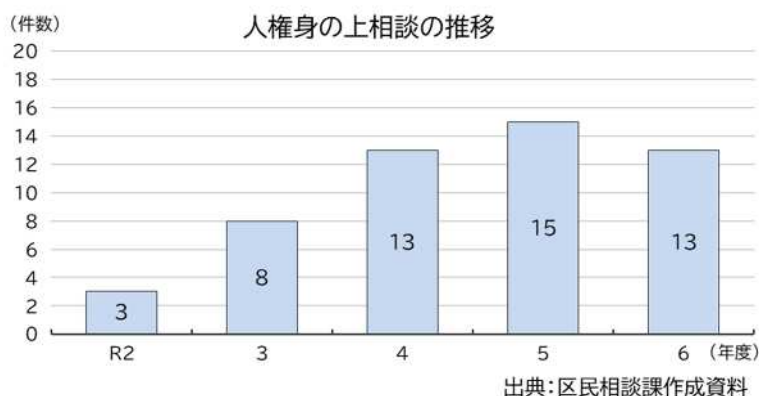


8. 分野横断的な取組

1. 平和と人権の尊重された社会の実現

1. 人権身の上相談

人権侵害等の相談という特殊性により、相談件数自体は少ないが、一定数の需要はある。ここ数年では令和5年度が最も多く、相談件数は3～15件の範囲で推移している。令和2年度が極端に少ないのは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、対面による相談を休止したためである。なお、電話相談は新型コロナウイルス感染症の流行前から実施しており、コロナ禍においても継続実施した。令和5年7月までは対面による相談は休止し、8月からは対面による相談を再開した。



【人権身の上相談とは】

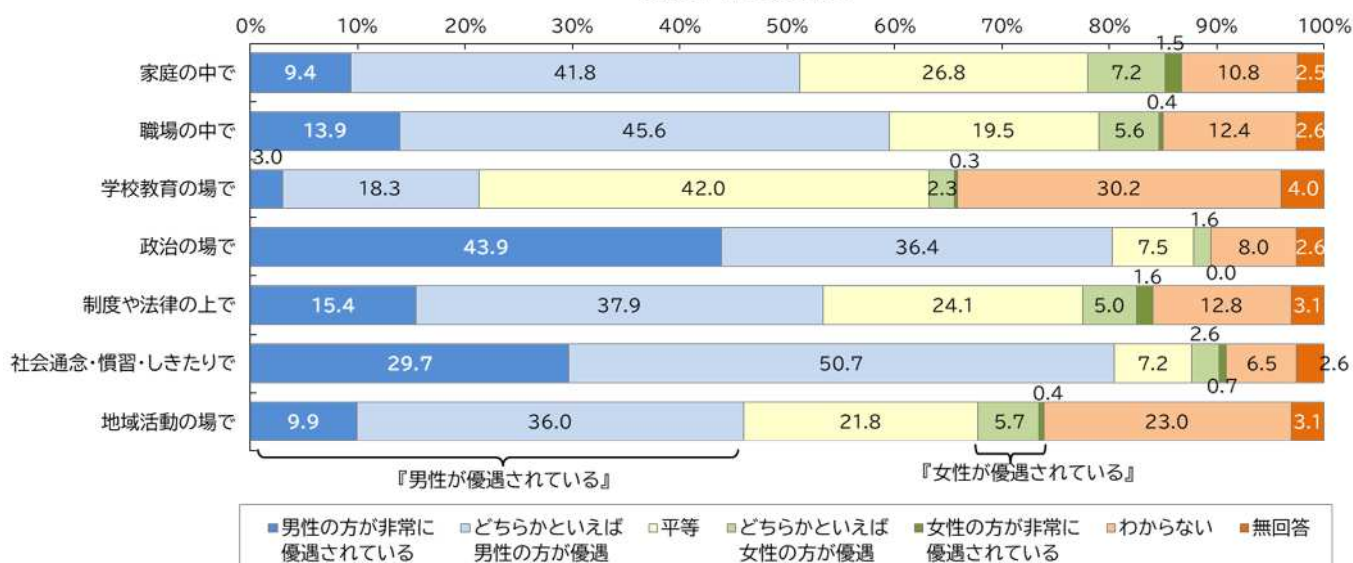
法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、無料でいじめや差別などの人権侵害に関する相談を受けている。
相談日は、毎月第2・第4木曜日の午後1時から4時まで。相談場所は、区役所本庁舎4階「面接・相談室」。

2. ジェンダー平等の実現

1. 男女平等の実現度

男女平等だと感じている割合は「学校教育の場で」が42%と最も高くなっている。その他の項目においては『男性の方が優遇されている』と感じている人が依然として多くなっている。特に「社会通念・慣習・しきたりで」「政治の場で」で8割以上、続いて「職場の中で」の順で約6割を『男性が優遇されている』が占めている。

男女平等の実現度



1. 調査対象: 住民基本台帳から無作為で抽出した区内満18歳以上の男女1000人ずつ
2. 調査方法: 郵送配付・郵送回収
3. 有効回収率: 36.7%(734人)

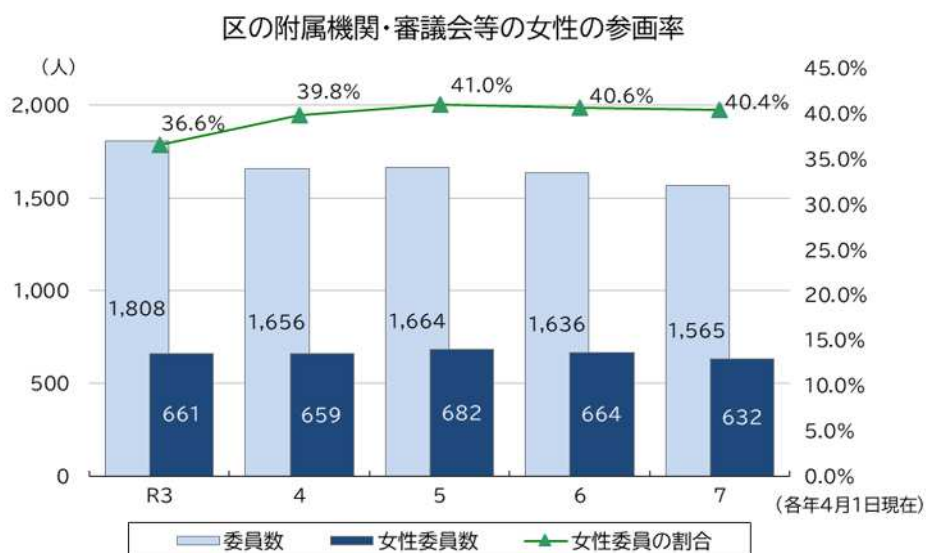
出典: 「男女共同参画社会に関する住民意識調査」
(令和2年8月) 男女平等推進センター

2. 附属機関・審議会等の女性の参画状況

「第4次としま男女共同参画推進プラン」計画初年度（平成29年度）における区の附属機関・審議会等の女性の参画率は25.6%であり、計画期間最終年度である令和3年度の目標値を40%としていた。

参画率は堅調に上昇し、令和5年度からは40%を超え、令和7年4月1日現在40.4%となっている。

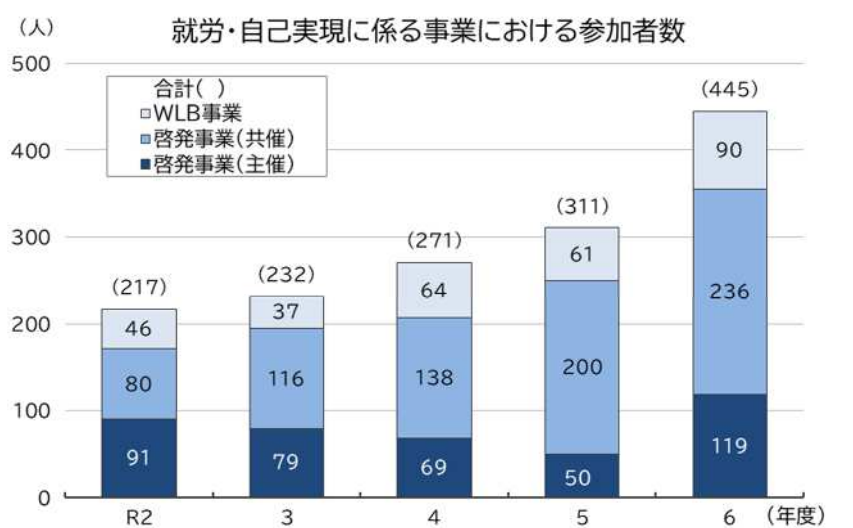
最終的には男女比率が同率となることが望ましいため、「第5次としま男女共同参画推進プラン」においては計画期間最終年度である令和8年度の目標値を50%としている。



出典:「審議会等設置状況調査(企画課)」

3. 就労・自己実現に係る事業における参加者数

就労・自己実現をテーマとする啓発講座やワークライフバランス推進事業の参加者数である。コロナ禍による利用者数制限等が緩和されたことから、近年は徐々に増加傾向にある。令和6年度は、豊島区男女共同参画都市宣言記念講演会を自己実現に関するテーマで開催したため、参加者数が増加した。



出典:事業概要(男女平等推進センター作成)

4. 男女平等推進センター（エポック10）相談室の相談状況

一般相談件数は、令和2年度が過去最高となって以降は減少傾向にあったが、令和6年度は前年度から216件増加している。相談内容は「生き方（こころ）」に関するものが最も多い。内、DVに関する相談は226件、子への虐待に関する相談（面前DVを含む）は102件となっている。

専門相談は、臨床心理士による「こころ相談」、カウンセラーによる「DV相談」のニーズが高く、令和6年度から1日ずつ増設したことにより、相談件数が増加した。令和6年7月より、男性専門相談と性自認・性的指向に関する専門相談（にじいろ相談）を開設し、相談支援の充実を図っている。

(1) 一般相談 ※来所相談は事前に連絡

月曜日～土曜日 午前9時～12時・午後1時～5時（毎月最終月曜日・年末年始・祝日を除く）

年度	R2	3	4	5	6
件数	2,307	1,904	1,760	1,425	1,641

・相談状況 (令和6年度)

内 容	1	2	3	4	合 計
	傾 聴	情報提供・助言	関連機関を紹介	他機関への対応依頼	
1 生き方(こころ)	703	22	2	0	727
2 夫婦・親子・男女	313	51	17	4	385
3 人間関係(仕事・暮らし)	333	15	0	0	348
4 からだ・性	379	10	3	0	392
5 その他	582	31	15	3	631
合 計	2,310	129	37	7	2,483
(うちDV)	151	49	21	5	226
(うち子への虐待)	69	23	6	4	102
(うちセクハラ)	2	0	0	0	2

※1件の相談に複数の対応をした場合、それぞれの対応欄に計上しているため相談件数と相談状況の合計件数は一致しない。

出典：事業概要（男女平等推進センター作成）

(2) 専門相談

● 女性の相談（来所）

※予約制（相談希望月の前月初日から希望日前日午後5時まで受付

ただし、DV相談については、当日午後7時30分まで予約可）

法律相談：女性弁護士 2名

こころ相談：女性臨床心理士 2名

DV相談：女性カウンセラー 1名

第1金曜日（午後1時30分～4時30分）

第3金曜日（午後6時～9時）

第2水曜日（午後1時30分～4時30分）

第3水曜日（午後1時30分～4時30分）

第4火曜日（午後6時～9時）

第1水曜日（午後6時～9時）

第3火曜日（午後1時30分～4時30分）

● 男性専門相談（電話）

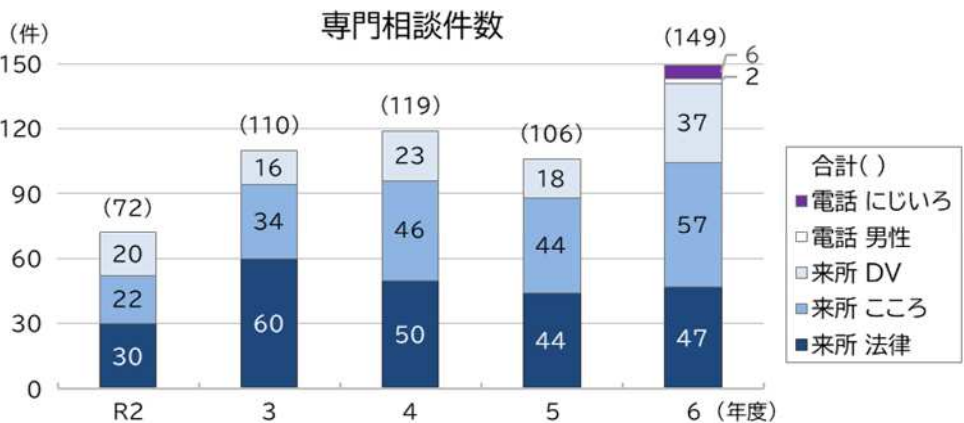
男女カウンセラー 2名

第2火曜日（午後5時30分～8時30分）

● 性自認・性的指向に関する相談〔にじいろ相談〕（電話）

専門相談員

第4金曜日（午後6時～9時）



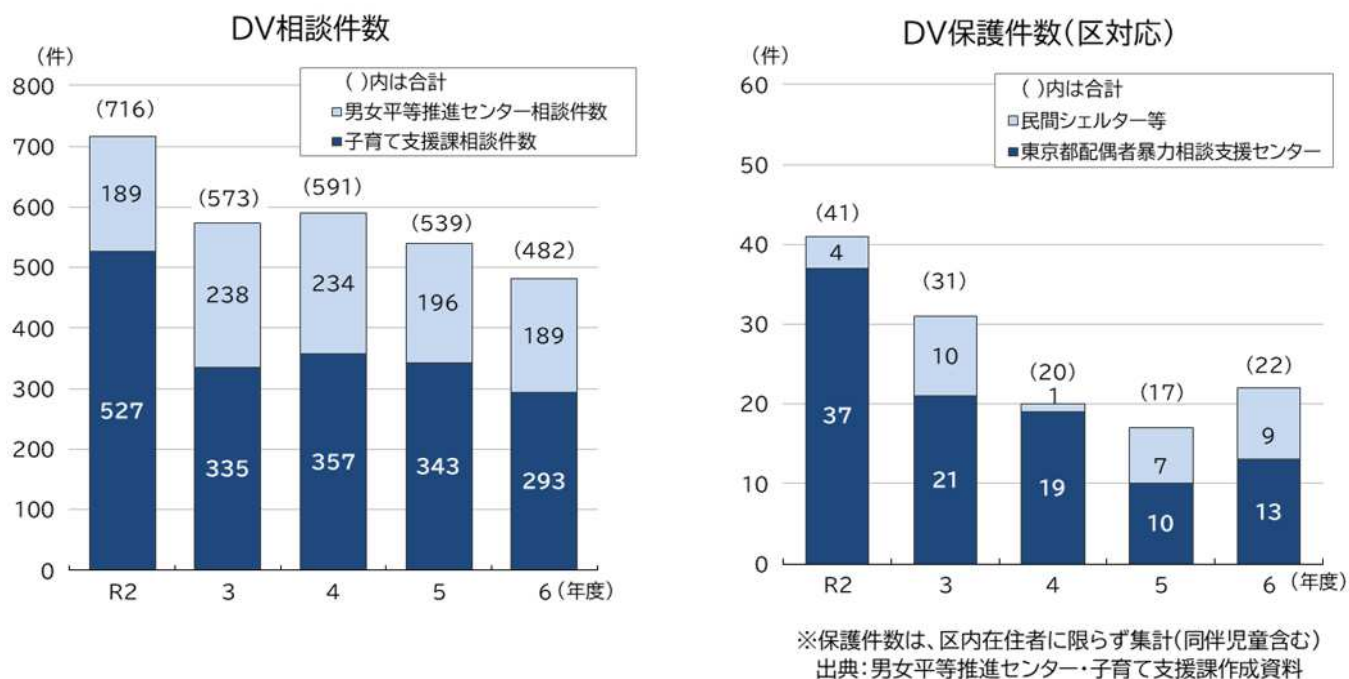
出典：事業概要（男女平等推進センター作成）

5. DV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談・保護等の状況

DV 被害に関する事件の増加に伴い、DV への社会的な認知度や関心が高まり、法律の改正を含めて国や東京都の取組が強化されている。

本区では平成 25 年 12 月、豊島区配偶者暴力相談支援センターを開設（機能整備）し、DV 被害者への支援体制を強化している。

相談件数、保護件数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和 2 年に過去最高となった以降、高めに推移している。



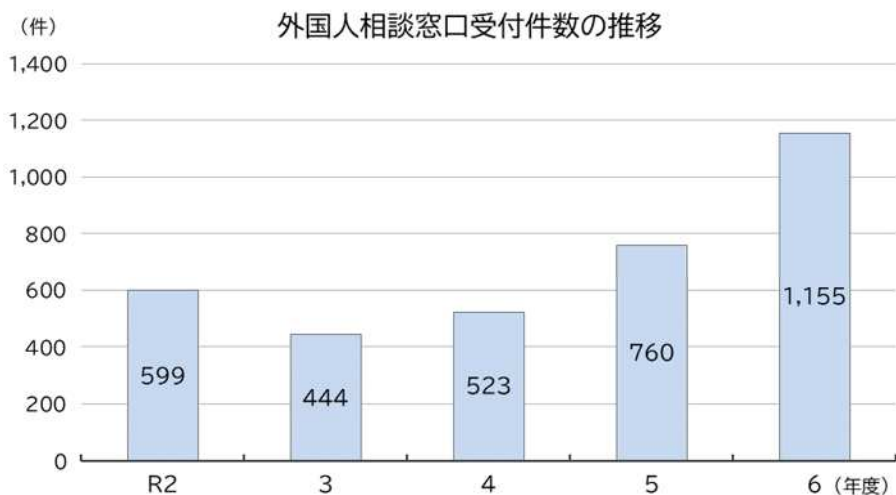
【DV(ドメスティック・バイオレンス)とは】

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの「暴力」を言う。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅す・交友関係の監視・制限などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがある。

3. 多文化共生の推進

1. 外国人相談窓口における相談件数

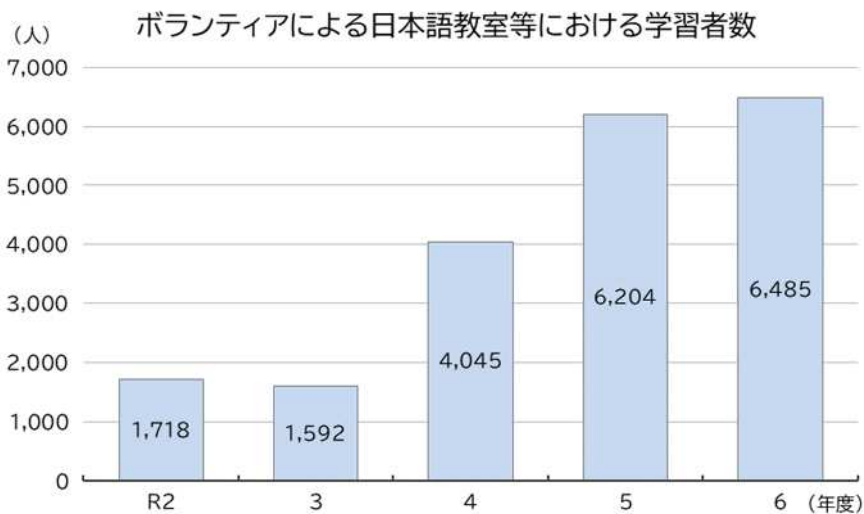
令和3年度に利用者が減少したものの、以後は豊島区の外国人住民登録数も徐々に増加しており、継続的に相談者は増加傾向にある。「区民による事業提案制度」により、言葉の壁や文化・生活習慣の異なる外国人が暮らしやすい環境づくりを目的として、令和6年7月から「外国人相談窓口」を開設したこともあり、特に令和6年度には相談者が増加した。相談の内容としては、庁内の手続きにおいて日本語の通訳を派遣して欲しいという相談が最も多く、次に、福祉や日本語学習に関すること、海外を含めた転出入などの相談が多い状況となっている。



出典:企画課・区民相談課作成資料

2. ボランティアによる日本語教室等における学習者数

外国籍住民等を対象とした日本語教室は、10団体12教室あり、内1教室が子どもを対象とし、大人から子どもまで学べる環境となっている。令和5年度から学習者が増え、会場の定員数や学習を支援するボランティア数の不足により、新規の学習者の募集を停止している教室もあり、ボランティア確保が急がれる。



出典:生涯学習・スポーツ課作成資料

3. 区民ひろばにおける異文化理解事業の件数

令和2年度より開始した事業。令和2・3年度は新型コロナウイルスの影響により、R2.3.2～R2.6.7及びR3.4.25～R3.5.31まで全館一時休館していたため、事業件数が少なかった。

令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を緩和したため、事業件数が増加した。

令和6年度は施設改修や移転に伴い休館の施設があったため、件数が微減した。

